

に摘發せられた。更に翌年一月八日再び吸煙阿片十二斤を護謄二百二十一封度入容器の中に混入して密輸入しようとして發見せられた。兩事件は何れも税關より英國領事裁判所に起訴せられた。然るに英國領事裁判所に於ては前者に對しては「生阿片は藥用に供するものなるに付條約による輸入禁止品に非ず、又阿片の日本への輸入は關係英國關令に違反せず」としハートリーを無罪とした。後者に對しては「吸煙阿片は貿易章程による輸入禁止品なるに付三斤を越ゆる額に對してハートリーは所定の過料を拂ふべく、三斤を超過する部分は焼却すべきも三斤丈けはハートリーに積戻しを許すべく又容器及護謄は之をハートリーに返還すべし」と判決した。右英國裁判所の判決に對し、日本政府に於ては前者に對しては貿易規則に對し不當なる解釋を爲したものとし、又後者に對しては密輸入者たるハートリーの貨物は貿易規則上全部沒收し得べきものとした。依て寺島外務卿は明治十一年五月十八日付を以て在英上野公使に訓令し、英國裁判所の判決に對し上告の手續を採ることとした。上野公使は當時恰も英國と條約改正交渉中にもあり、又英國政府に於ては率直に日本政府主張の正當なるを認めたから、外交談判を以て之を解決しようと試みた。然るに英國政府に於ては明治十二年二月七日に至り本件に關聯し、日本に於て藥用阿片輸入規則を定めるの必要があると主張して、容易に解決を見るに至らなかつた。其後上野公使は條約改正東京會議補助のため歸朝し本件は有耶無耶の中に在り再經過し去つた。

條約改正交渉に付ては英國政府は千八百七十九年（明治十二年）四月一日付ソールズベリ卿より上野公使宛公文を以て東京會議說に對し承諾を與へた。而して前に記せし如く、日本が國定關稅主義を採ることに反對して一步も譲らず、在本邦パークス公使に對し何等具體的訓令を送ることなく、單に「本邦政府より關稅自主權回復と云ふが如き高飛車の主張に出でず具體的案の提出するを待つて交渉を開始すべし」と申送るに止まつた。且つ會議に付ても寺島外務卿の國別談判方針を排して飽くまでも各國合同の談判を主張して動かず、遂に明治十二年七月十五日付を以てパ

ークス公使は「貴國現行稅則重修に就ては貴政府御企望の考案を各訂盟國各政府へ御提出相成之を以て連合談判の基礎とする旨御通知有之候迄は我政府に於ては條約改正に付何等の御談判にも難相及旨閣下へ申進候様我外務卿より訓令有之候此段及御通牒候」と申入れた。確然と交渉は斷絶したのである。

右に關するハートリー事件の教訓は、阿片輸入禁止規定の場合の如く、條約中明文を設けても英國領事裁判所に於て之を曲解して無効とする以上、寺島條約案主張の如く今後一切の關稅規則制定の權を日本に於て回復することとなつても、之を解釋するの裁判權を併せて我れに回復しない限り何等實效を齎すものでないといふ事實である。換言すれば本邦制定の關稅規則を解釋し適用するものが依然外國領事裁判所たる以上其の效を擧げ得ないが故に、右關稅規則を解釋し適用するの權を併せ本邦裁判所にて有することとならなければならぬと云ふことが判然したのである。斯くて國論は裁判權の回復に不十分な寺島條約改正に満足出來なくなつたのである。且又日英條約改正交渉の斷絶は寺島外交の行き詰りであつて、内外不評の中に憫れ外務卿は挂冠文部卿に轉じたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷一八八文書

2 同右三一四文書以下參照

3 4 5 大日本外交文書第九卷二二二、二二七、二四六文書

6 條約改正關係大日本外交文書第一卷三四六文書

第三節 日鮮修好條規の締結

日鮮關係沿革 寺島外務卿時代に於て本邦條約史中特記すべきことは明治九年二月二十六日朝鮮江華府に於て本邦と朝鮮との間に始めて修好條規が調印されたことである。元來本邦と朝鮮との間の修好交通は文祿征韓の役以後一時中絶したが、徳川家康の親善政策の結果慶長十二年（一六〇七年）に至り復活し、朝鮮の信使は駿府及江戸に至つて家

康及秀忠に謁見することとなつた。爾後徳川幕府時代に於て朝鮮信使の本邦への來聘は慣例となつた。其後將軍家齊時代文化八年（一八一一年）以降中絶し、徳川幕府に於ては屢々之が復活を希望したが、朝鮮側に於ては經費の關係もあつて熱意なく其の儘となつた。又慶應三年（一八六七年）將軍徳川慶喜は外國奉行平山敬忠、目付古賀謹一郎を正副使節に任じ渡韓を命じたのであつたが偶々維新の政變に遇つて中止となつた。斯く日鮮間政治上の交際は幕末に至つても永らく中絶の姿となつたが彼等の通商關係は對馬藩主宗氏を通じて歲遣船なる形式の下に其の命脈を存して居た。即ち朝鮮釜山府内草梁項に於て日韓貿易の爲め一小區域が指定せられ、此の區域内に於て毎年宗氏より銅、錫、胡椒、丹木等を送り、之に代へ彼より綿花、米其の他雜品を受取り、前記釜山草梁内の公館で朝鮮政府管理の下に交易して來たが、其の毎年送り得べき船數も限定せられて居て從て其の交易金額も多くなく、恰も長崎出島に於ける和蘭商館の交易の様なものであつた。尙歲遣船の交易による利益は朝鮮側に於ては草梁公館に於ける日本使節接待の爲め費消せられ、歲遣船交易の利益といふものは殆んど揚らなかつたから、自然朝鮮側に於ては前記徳川幕府に對する信使の來聘と同様、熱心を缺いたものと思はれる。

明治新政府は慶應四年三月二十三日付を以て宗義達（嚴原藩主）に對し、朝鮮との國交のことは直接朝廷に於て取扱はるべきこと同國へ通達すべき旨を沙汰した。依て義達の子重政は明治元年十二月家老樋口鐵四郎を大差使として釜山に遣はし、王政復古の旨を告げ、大に隣交を敦くしたき旨の書契を韓吏に交付せしめた。乃ち樋口大差使は朝鮮に渡航し宗氏の書契を直接東萊府使に提出したが、朝鮮側に於て交渉の任に當つた訓導は、書契中に「天皇」なる文字あるを見て形式の異例を咎め、受理を肯んじなかつた。又當時朝鮮京城に於ては朝鮮王李熙は年齡纔かに十二才にして大院君が萬機を攝行し、國內には武斷政治行はれ、國外へは排外鎖國主義を執つてゐたから、到底日本との間の交渉開始を承諾し得べき情勢でなかつた。

其後明治政府に於ては、朝鮮との交際のことを從來の如く宗氏をして當らしめることは、萬國の交際上當を得ないものとし、明治二年九月以來外務省が直接之に當ることに決定した。依て同年十二月澤外務卿は外務權大錄佐田白茅、同少錄森山茂を釜山に赴かしめ、日鮮通交再開を交渉せしむることとした。佐田權大錄等は明治三年二月九日草梁公館に着し、韓吏に對し本邦政府よりの書契を受理せしめようと努めたが、排外熱盛んな朝鮮政府に於ては到底本邦政府の希望に應ずべくもないことを看取した。若し本邦政府に於て強ひて之を希望する場合には大使を韓土に派遣し武力を以て曉諭緩服せしむるより外なきことを建議復命した。右復命に拘らず、同年十月澤外務卿は再び外務省出仕吉岡弘毅、森山茂、廣津弘信を渡韓せしめ、尋交のことを促した。朝鮮側に於ては依然之を拒絶するのみか、右交渉は從來の如く宗氏を以てするのでなければ回答に及び難いと告げ、吉岡出仕等は草梁館に留まること一年有餘に及んで何等目的を達しなかつた。依て明治政府は一行中の廣津弘信の上申に基き朝鮮側の意向を迎へて明治四年四月宗重正を外務大丞に任じ朝鮮との尋交に盡力せしめる方針を採用した。之れが爲重正は先づ同年十二月宗家舊臣相良正樹をして渡韓尋交を交渉せしめたが之亦其の目的を達しなかつた。

次いて明治五年八月十八日副島外務卿は外務大丞花房義質、同少記森山茂、同廣津弘信等に命じて春日、有功の二艦を率ひて釜山に上陸種々折衝を重ねしめたが、之亦何等功を奏しなかつた。草梁公館に居残つた森山少記は翌明治六年歸朝して、朝鮮に於ては多年數次に亘る本邦よりの書契に對して回答することを拒むのみならず排日の氣運を呈し來つたと報告した。爲に本邦國民の激昂高潮に達し所謂征韓の議は朝野の大問題となるに至つた。恰も日清條約批准の爲め北京に赴いた副島外務卿は同年八月歸朝し、「清國に於ては朝鮮を以て自主獨立の國と認むるの意向なる旨」を傳へた。茲に三條太政大臣の下に廟議は一旦參議西鄉隆盛を遣韓大使、桐野利秋を副使として朝鮮首都に派遣し通交問題を解決すべきことを決定した。然るに歐米巡遊を終へて歸朝した岩倉大使等は強硬に反對し、右遣韓使節派遣

の結果は當然朝鮮との間に武力衝突に及ぶべきところ、本邦に於て右に處すべき武備未だ充分でない。宇内の形勢上斯かる冒險的手段に出づべきでないとした。終に勅裁の結果岩倉大使等の意見採用せられ西郷參議、副島外務卿等の辭職となつたことは既述の通りである。

寺島外務卿の對鮮政策 從て副島外務卿に次いだ寺島外務卿時代に於て、政府は朝鮮に對し依然溫和政策を以て向つた。明治七年の始めに至り大院君の勢力失墜し、國王が政治を親裁して庶政面目を一新したとの報が傳へられた。されば政府は再び外務少記森山茂を釜山に赴かしめ其の國情を視察せしめた。十月二十五日歸國し報告するところによれば、事實朝鮮政府の態度も幾分緩和し、森山は明治二年以來六年振り初めて韓廷代表者訓導玄昔運と草梁に於て會見し得たとのことであつた。而して森山は再び宗重正を外務大丞に任じ渡韓せしむべき意見を申副へた。依て明治八年二月寺島外務卿は外務少丞森山茂に、外務六等出仕廣津弘信を副へ、外務大丞宗重正より朝鮮政府禮曹參判に與へる書契を携へて渡韓せしめた。然るに森山外務少丞等が釜山に着し彼我打合せの後愈々四月一日東萊府使との面接が行はれることになつた間際に至り、從來本邦に對し好意的態度を示して居た訓導玄昔運俄かに上京不在となつた。之は再び大院君が勢力を得た爲め玄昔運は日本側との會商を忌避し京城に赴きたるものと思はれた。茲に於て寺島外務卿は止むなく強硬政策を採用することに改め、森山の意見を採用し釜山に五月二十五日軍艦雲揚號を派遣した。其の結果朝鮮側の態度緩和し朝鮮側は一旦會見の期日を申出づるに至つたが。愈々六月二十四日期日に至ると服制の舊に違ふ理由とし面接を拒否して來た。依て森山は最早交渉の餘地なしと諦め、九月二十一日草梁公館を發して歸國するに至つた。

寺島外務卿には右の如く如何に本邦側に於て溫和的態度を以て向つても、朝鮮側に於ては何等鎖國的態度を變更しないため、此の上は強硬政策を採るより外なきものと決心し、既に釜山派遣中の雲揚艦に第二丁卯、高雄兩艦を參加せしめた上、同年九月釜山より北進せしめ朝鮮半島の西沿岸より清國牛莊に至る間の航路を測量せしめた。其の途次同艦隊は仁川港附近の江華灣に碇泊した。而して我端艇は飲料水積込みの爲め陸上に向つたところ突然附近の砲臺より砲撃を加へ來つた。我軍に於ては直ちに之に對抗し水兵を上陸せしめ砲臺を沈黙せしめ、武器を押収して引揚げた。此の突發事件により雲揚艦等は牛莊への航行を中止し同二十八日一旦長崎に歸還して事情を政府に通報した。

依て本邦政府に於ては曩に岩倉大使と共に朝鮮問題に關し最も穩健な意見を有した歐米差遣副使參議木戸孝允の希望を容れ、朝鮮に赴き江華灣砲撃事件の交渉に當らせることを決したが、木戸參議が病氣に罹り朝鮮行は不可能となつた。されば明治八年十二月九日陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆を特命全權大臣に、元老院議官井上馨を副全權に任じた。一行は雲揚艦に坐乗し外に日進、孟春、高雄、玄武、函館、矯龍、鳳翔の七艦を率ひ江華島に渡航した。當時本邦政府に於ては朝鮮に對し武力を擁し通交を迫つても、清國側から抗議の生じないであらうことは、明治六年北京より歸朝の副島外務卿よりの報告によつて一應信じて居たところであるが、尙之を確かめる爲め駐清森（有禮）公使をして清國政府と交渉せしめるところあつた。李鴻章は森公使に對し、朝鮮は支那の屬國であるから日本に於て之を領有することは相互の領土尊重を約束した明治四年の日清修好條規第一條の違反となる。而し外國との通交に關することは朝鮮の自主に任せてあるから、日本が朝鮮と交渉する目的が茲にある以上清國に於て干渉するところではないと答へた。又在東京歐米列國公使等は右黒田全權一行が多數の軍艦を擁し韓國へ派遣せられるのを見て大に驚き、交々來つて寺島外務卿に對し、本邦は朝鮮に向つて戰爭開始の意向なのか否かを問うた。寺島外務卿は答へて、日本は朝鮮に對して開國を希望するに止まり其の領土に對しては何等野心を持たぬことを述べたから列國使臣は安心して引き取つた。

黒田全權等は明治九年一月二十五日江華島沖に到着し、其後約十七日間を準備に費した後大學上陸する氣勢を示し

た。蓋し朝鮮は曩に慶應二年佛國艦隊を、又明治四年米國艦隊を此の地に邀へたことあるが、兩國艦隊は終に開國の目的を達せず退去した爲に、以來兎角外國與し易しと爲すものの様であつた。されば本邦政府は朝鮮側の抗戰に備へ、黒田全權に斯くの如き多數の軍艦を引率せしめたのである。然るに今回は朝鮮側に於て本邦側の威勢に恐れられたのか何等の抵抗も試みなかつた。黒田全權一行は二月十日事なく上陸、二月十一日朝鮮側使節と江華府に於て談判を開始するに至つた。其後會議を重ねること四回に及んだが議は容易に纏らなかつた。二月二十二日黒田全權等は軍艦に引揚げ最後通牒とも云ふべき「決意書」を手交するに至つた。朝鮮側使節は同月二十四日中央政府と交渉の爲め五日間の猶豫を求めた後、二月二十七日日本邦側黒田、井上兩全權と朝鮮國側主全權判中樞府事申徳、副全權都摠府副摠管尹滋承との間に修好條規が調印せらるゝに至つた。

日鮮修好條規 右明治九年二月二十七日調印の日鮮修好條規の内容は朝鮮政府に於て本邦との通交と雲揚號砲撃に對する賠償等とを約せるものである。先づ其の

前文に於ては日清修好條規に於けるが如く相互主權者の名を掲げず單に「大日本國」及「大朝鮮國」なる國名のみを掲げ

第一款に於て、朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せり、嗣後兩國和親の實を表せんと欲するには彼此互に同等の禮義を以て相接し、毫も倭越猜嫌することあるべからず、先づ従前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し務めて寛裕弘通の法を開擴し以て安寧を永遠に期すべきことを定め、

第二款に於て、今より十五個月の後に日本國政府は使臣を朝鮮國京城に到らしむべく、該使臣は滞在するも直に歸國するも差支なく、又朝鮮國政府は何時にても使臣を日本國東京に派出し外務卿に親接し交際事務を商議するを得べきことを規定し、

第三款に於て、嗣後兩國相往復する公用文は日本は其國文を用ひ、今より十ヶ年間は適宜に漢譯文を附し、朝鮮は眞文を用ふべきことを、

第四款に於て、朝鮮國釜山の草梁項に於て從來の慣例及歲遣船等の事を改革し今後新立せらるべき條款により貿易事務を措辦すべきこと、及朝鮮國政府は次款規定するところにより他の二口を開き日本人民の往來通商を許すべく、日本人は右場所に於て土地を賃借し、家屋を造營し、又は所在朝鮮人民の屋宅を賃借し得べきことを、

第五款に於て、京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道の沿海にて通商に便利なる港口二個所を見立て開港すべく、開港の期は明治九年二月より二十個月以内なるべきことを、

第六款に於て、日本國船舶朝鮮國沿岸に於て遭難する場合に於て朝鮮地方官に於て救助救援を爲すべきこと、又兩國地方官相互に漂流民の救助送還に關し盡力すべきを、

第七款に於て、朝鮮國沿岸の航海は危險なるに付、日本國に於て之を測量し得べきことを、

第八款に於て、日本國政府は朝鮮國開港場に於て隨時日本商民を管理するの官を設け該官吏は地方官と交渉し得べきことを、

第九款に於て、兩國官吏が兩國人民間の通商に干渉し、又貿易に付限制を爲し得べからざることを、

第十款に於て、日本國人民朝鮮國開港に於て犯罪を犯したる場合に於ては日本國官員の審斷に歸し、若し朝鮮國人民犯罪を犯したる場合は朝鮮國官員の查辦に歸し、雙方共國律により公平妥當なる裁判を爲すべきことを、

第十一款に於て、本條規附屬として別に通商章程を定むべく、又六個月内に其の細目を兩國委員の間に京城又は江華府に於て商議すべきことを、

第十二款に於て、前記議定せるところは之を永遠に及ぼし兩國の和親を固ふすべく、之が爲めに調印すべきことを

規定した。

要するに日本が嘉永七年の神奈川條約及安政五年江戸條約により米國と約せるところを要約せるものである。

次いで右修好條規附録は明治九年八月二十四日付を以て漢城に於て本邦側外務大丞宮本小一、朝鮮側講修官政府堂上趙寅熙との間に調印せられた。第一款乃至第十一款より成つて居る。内容は本邦が安政諸條約により歐米列國と約せる規定を參考として前記日鮮修好條規を補充したものである。尙修好條規附録には朝鮮國議定諸港に於ける日本國人民貿易規則十一則を附屬せしめて居るが、貿易規則中には附屬協定税目が見えない。然るに右修好條規附録が調印せられたる際、宮本理事官より朝鮮國趙講修官宛公文を送付し、朝鮮側に於て同日付復東を以て了承して居る。右往翰前文中に於て

「蓋し我人民の貴國に輸送する各物件は我海關に於て輸出税を課せず、貴國より我内地へ輸入する物産も數年間我海關に於て輸入税を課せざる事に我政府の内議決定せり、寛裕の議此に及ぶもの他なし、兩國人民をして有無相通じ長短相補ひ以て用を利し生を厚ふせしむるにあるなり」と述べ別に一項として左の通り要求した。

「一海關を設け税額を定め兩國人民に約束して徴收する是を公税となす今特り進口船公税の一則あり此外若し進口貨物内地に入るの時、出口貨物内地を出るの時、其要路に取締所等を設立し以て陰に諸種の税餉を徴し、或は其實物點檢の勞に托し賄を納る等皆是貿易を公許すと雖とも其實は貿易を沮抑するなり、自今斷然是等の事を廢し再び弊竇を開く可からず」

右往復公文の趣旨は朝鮮側及日本側共相手國との貿易品に對し輸出入税を課さないことに決定せる旨を明かにしたものである。

斯く明治九年八月二十四日付宮本外務大丞より趙講修官宛公文交換により、爾來朝鮮に於ては日鮮貿易品に對し其の積載船舶に對し所定の港税を課する外には何等の輸出入税を課さなかつたものの如く、日本側に於ても朝鮮との貿易品に對しては關税に付特別の取扱を爲したものと見える。然るに其後明治十五年七月、京城に於ける日本公使館襲撃事件の後を受け、同八月三十日仁川に於て調印せられた日鮮修好條規續約に於ては、前記修好條規により開港せられた釜山、仁川、元山に於ける日本人居留區域を擴張し、又日本公使館員及領事館員の朝鮮國內自由旅行權を認めた。

更に其後明治十六年七月二十五日日本側全權大臣辦理公使竹添進一郎と朝鮮全權大臣督辦交涉通商事務閣泳穆との間に調印せられた「朝鮮に於て日本人民貿易規則並海關税目」に於ては、前記明治九年日本人民貿易規則を根本的に修正した。右改訂貿易規則は四十二款より成り、之に輸出入税則を附屬し、其の内容略々我慶應二年江戸改稅約書所載の貿易規則に似たものとなつた。尤も右附屬輸入税目は第一類乃至第十一類に分ち、第一類藥材、製藥及香料、第二類染料及顏料、第三類金屬製品類、第四類油蠟脂類、第五類布帛類、第六類文具紙類、第七類飲食物及烟草類、第八類雜貨、第十類免稅品、第十一類禁制品とし、其の稅率は物品の性質により從價五分、八分、一割、一割五分、二割、二割五分、三割の七種に分ち、相當朝鮮側に有利なるものであつた。又輸出税は貨幣、金、銀、地金、砂金及旅客行李の具以外は總て五分とし人蔘に限り一割五分と定めた。蓋し右朝鮮海關税目は明治十五年五月二十二日朝鮮と米國との間に調印せられた修好通商條約附稅海關税目を其の儘踏襲したものである。尙以上朝鮮との是等諸條約に付注意すべきは總て片務的に朝鮮側に於ける義務のみを規定せることである。即ち日本は朝鮮との諸條約の爲め日清戰爭後に於ける日清通商條約に於けると同様、何等本邦の泰西諸國との條約改正上に支障を受けなかつたのである。

註1 大日本外交文書第九卷九二文書